

水辺再生の論理

「都市自然」としての都市の川

森 清和

一——水辺の時代

八〇年代は「水辺の時代」になりそうである。

水辺の再生運動、あるいは水辺を触媒とした都市の再生運動が、七〇年代後半以降、急速な盛り上がりを見せている。

水都再生・水ごころの都市づくりをめざす「大阪をあんじょうする会」、石橋復興とルネッサンス・イン・NAGASA K Iをめざす「中島川を守る会」、真間川の桜並木の保護と水防都市づくりをめざす市川の「真間川の桜並木を守る市民の会」と「真間川流域研究会」の市民運

動をはじめ、豊平川から多摩川や酒匂川にいたるカムバック・サーモン運動など、さまざまな市民運動が全国の都市に広がっている。「大阪をあんじょうする会」が、リストアップしている水辺再生の市民運動組織だけで約二百団体に及ぶ。

その「大阪をあんじょうする会」が事務局となり、水都再生シンポジウムも、一九八一年より開催されている(第一回大阪、第二回小樽)。それだけでなく、快適環境シンポジウムや全国町並ゼミなどの各種の全国的なシンポジウムや集会においても、水辺環境が大きな柱となってきた。これまで、どちらかといえ

都市の外の大自然を対象としてきた全国自然保護大会も、都市の身近な自然として水辺環境をとりあげるようになってきた。

今日の水辺再生運動の盛り上がりには、七〇年代前半の公害反対運動の高揚を彷彿させるものがある。現在、もつとも活性化している市民運動は、水辺再生運動であるといってもいい過ぎではない。

市民の意識も変ってきている。一昔まえには、水面を無駄で不用な空間と見なす意識が支配的であり、水辺を生活環境としてとらえ、蘇生を志向する意識は、潜在的意識としても弱かった。一時は社

- 一——水辺の時代
- 二——新しい都市河川観
- 三——「都市自然」としての都市の川
- 四——水辺の再生とは

会常識の感もあった「ドブにはフタを、川は道路に」という声も、最近ではあまり聞かれなくなった(ドブが暗渠化され、少なくなったためもあるが)。大岡川に面する上大岡商店街の再開発計画においても、当初の川を暗渠化して駐車場や再開発用地へというプランから、河川を地域住民の手で蘇生させ水辺を核としたまちづくりへと変わりつつあるときく。

この市民の水辺志向や水辺再生運動の高まりを投影して、自治体や河川管理者の方でも人工せせらぎ、河川公園、河川プロムナードの建設、生態系や景観を配慮したいわゆる環境護岸の採用、さらに

は河川水の直接的浄化対策の導入など、

さまざまな親水対策、環境対策を試みるようになつてきた。また、後にみるように基本的な問題を含んでいるのであるが、建設省も治水・利水機能の枠のなかという制約条件つきではあるがともかくも環境機能を河川の第三機能として認知し、一九八一年十二月には河川審議会で「河川環境管理のあり方」を答申するまでに変わってきた。

これらの動向を反映し、初の全国水辺環境保全事例についての全国市町村調査が環境庁により行われた。それによると、「水辺の美化」や「水辺の景観保全」事例を中心に、事例数は市民団体、自治体によるものを合わせて三三〇事例に及ぶ。そのうち七割が河川対象である。

かつて水環境づくりといえば、噴水と幾何学的な人工池などの建築物の設置が主体であった。水は建物や街のアクセサリでしかなかった。その時代よりすれば、今日の直接に河川を素材とした水辺志向や政策の変化には目を見張るものがある。なによりも、都市河川を「不用の長物」と見なす思想が影を潜め、水辺志向そのものが政策や市民意識において門前払いを受けることがなくなってきたことについては、隔世の感を憶える。

市民運動、市民意識、政策、事例、どれをとっても水辺をめぐる状況が大きな

うねりとなって変りつつある。

二——新しい都市河川観

①—何が問題か

水辺に対する意識が変わってきたとはいえ、これらのことよって、すでに都市環境として水辺の「市民権」が確立し、水辺の再生が軌道に乗ったと考えるのは早すぎる。水辺再生の前途は、まだまだ楽観を許さない。

河川の総延長から見れば、水辺環境対策はまだほんの一部分で採り入れられているにすぎない。支配的な傾向は、この一年間だけでも飯田堀や小樽運河の埋立、歴史的環境を無視した熱田川や中島川の河道改修、真間川の桜の伐採などの問題に典型的に示されるように、依然として河川の暗渠化やコンクリート化が優先している。横浜においても、大岡川や柏尾川等でのプロムナード建設や環境護岸の導入などモデル的河川環境事業がすすめられる一方、他方では圧倒的な物量で河川のコンクリート化や暗渠化が行われているし、また、西口周辺の運河埋立や堀割川の高速道路建設の計画などもある。

水辺環境対策の現段階は、緑地環境対策に例えれば、街路樹による目的意識的な都市緑化以前の、恩恵的な道路幅員に

余裕があれば植樹しようという段階とあまり変らない。都市の緑化政策は、すでに公園のシビル・ミニマムをもち、「緑のマスタープラン」を策定するところまですすんでいる。その内容や実現可能性については論議があるとしても、少くとも都市の緑は、市民権を確立しており、都市政策、都市計画のなかに制度として組込まれている。水環境については、その一側面である水質対策が公害(汚染)対策の環境のなかで制度化されているにすぎない。「緑と水」と並び称される同じ都市の自然ではあるが、政策的には都市の緑に比べ、都市の水は非常に遅れている。

もちろん、水辺志向が新しいだけに、その具体化が部分的であることは、ある意味では致し方ないであろう。問題は、その部分性の内容にある。

真間川や中島川、あるいは飯田堀などのケースをみると、水辺対策の部分が端緒さに由来するだけではなくて、もっと根深いところに原因しているのではないかと思う。

施行者は、大抵、技術や制度が未熟で金もないからだという。本当にそうだろうか。モール、市民の森、公害防止協定などにみられるように、技術や制度や金は、思想をもち位置づけをおこなえば、自ずから途は開かれると思う。根本

的な問題は、既定計画の水害対策や開発を神聖で不変のものと枠をはめ、そのゆとりの範囲内で水辺を考えて行こうとする、意識、思想にあるのではなからうか。

つまり、都市と河川との本質的な関係のなかで環境問題を位置づけるのではなく、河川の一局面でしかない排水機能の枠組のなかで環境問題をとらえるところに、水辺対策が部分的で、しかも許容的なものとなっている根本的な要因があるのではないか、ということである。

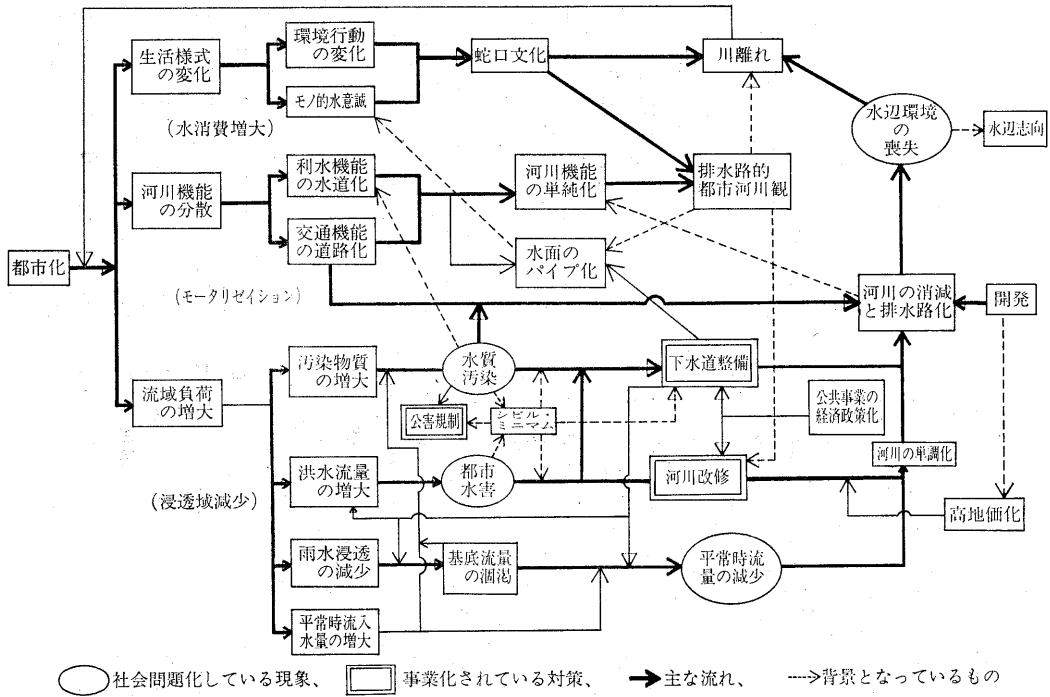
論点を整理すれば、水辺環境を都市レベルで把握するか、それとも河川の排水機能レベルで把握するか、に問題はあるといえよう。建設省の河川機能分類でゆけば、環境機能を治水・利水機能の枠内でプラス・アルファ的に位置づけるか、それとも同列で位置づけるか、の問題である。

②—水辺再生の論理

水辺問題の発生フローを図に示す。ここではフローの説明は省略させてもらうが、図からも明らかなように、問題はきわめて構造的、循環的である。

おそらくこの循環構造の変革なくしては、水辺再生の全面開化は困難であろう。それには技術や制度(費用を含む)へのアプローチだけでは不十分である。根本的には、都市にとって川とは何かを

図一水辺問題の発生フロー



○ 社会問題化している現象、 □ 事業化されている対策、 → 主な流れ、 ---> 背景となっているもの

見直し、新しい都市河川観の形成にアプローチしてゆくところからは始める必要がある。

ところで、水辺再生の論理と一口でいっても、今日、これだと示せるものがあるわけではない。いろいろなところで試行錯誤をしつつ議論されているのが現状である。私も、ここで「再生の論理」なるものをわかったように展開するつもりはない。

正直なところ、水質問題、水害問題、基底流量の涵滞問題等の深刻な都市問題を抱える都市河川の環境問題について、現実問題として都市レベルでの解決策が見出せるのかどうか、自信はない。ただ、まだ直感の域をでていないかもしれないが、水辺の再生を全面的に展開するには、また都市を住みごこの面から再生してゆくには、そのアプローチを模索する以外に方法はないのではないかと、とは考える。

以下、このような問題意識から都市の川とは何か、そしてまた水辺の再生とはどういうことかについて考えてゆく。

三 「都市自然」と川の都市の川

① なぜ都市自然か

都市にとって川とは何か。いろいろな

アプローチの仕方があろう。河川機能を治水、利水、環境機能に分類し、さらに各機能を細分化し、それと都市との機能的関係から追求してゆくのもひとつの方法である。しかし、私は、機能よりも実体、すなわち川がなによりもまず自然そのものであることに着目したい。自然論よりアプローチする。

自然として川をとらえるとき、都市にとって川とは何であろうか。それは一義的に決まるのではなく、自然観あるいは都市観によって異なってくる。

まず、都市の中の川は、人工的に開削された水路や堀や運河はもちろん、元来の河川においても人々が長年かけて流路を固定し築いてきたものであり、いわば人為的自然、二次自然である。人為の加わっていない原生的な自然を「自然的自然」とすれば、「社会的自然」といえる。加えて、多摩川に代表されるように、近年、流域の市街化によって都市河川化してきた大川もあるが、歴史的にわが国の都市の中の川の中心となってきたのは中小河川である。これは自然条件としては日本の河川は地形や気象の条件から降雨時と晴天時とでの流量変動（河況系数）が著しく大きく、河川統御が困難であったことによる。

それ故、日本の都市河川には、大河川の滔々と流れる雄大さやロマン、あるい

は大自然の懷に抱かれた溪流のように、天然河川の風景が固有にもつところの自然の造形が醸し出す変化に富んだ意外性は見られないし、非日常的なおもしろさはない。環境庁の「緑の国勢調査」等で用いられる「自然度」(人為が加わっていない自然性の程度)を評価軸とすれば、自然度はきわめて低位である。

また一般的には、記念物的な保護の対象となるような学術的な貴重性ももっていないし、風景的にも自然公園法の対象となるような国土や郷土を代表する自然でもない。

外形だけみれば、どこの都市でもありそうな平凡で、ありふれた自然であり、伝統的な自然保護論のカテゴリーに属さない自然である。このことは、雑木林や斜面緑地などの都市の緑についても同じである。都市の自然に共通している。

さて、学術的、文化的、歴史的な貴重性や希少性を価値基準とする伝統的な自然観からすれば、このような特別の自然の価値をもたない、つまりアユもサケもいず、野鳥の楽園でもなく、広く自然度の高い川原もないし、代表的な景観ともならない、ありふれた平凡な自然である都市の川は、自然環境としてはほとんど存在意味を失ってしまう。そもそも平凡だから価値が低いというよりも、平凡さが価値の低さの代名詞となり、「平凡」

という概念そのものに価値判断が籠められる。

ところで、この自然観は都市観と無縁ではない。ここでは省略するが、元来において環境としての自然の概念そのものが、都市から自然が失われていく過程で形成されたものであり、都市の産物である。

従来の都市観は、思想的にはマンフォードや羽仁五郎氏のように、都市の本質を「人間のドラマ」あるいは「市民」にみる都市観もあったが、現実にもち支配的であったのは、都市を生産と消費の経済的な尺度でみる経済的な都市観である。そこでは、都市の生産と消費を如何に効率的に追求してゆくかが、都市形成の原理となる。

この都市観のもとでは、生産や消費と結びつかない都市の中の自然は、無駄で未利用な都市空間でしかない。都市と自然は対立するが、都市観と自然観は対立性を示さない。伝統的な自然観は、歯止めとしての機能を果さない。ここに、近年にいたり都市の自然がかくも加速度的に破壊されてきた基本的な背景がある。

なお、都市と自然との対立を、超歴史的に都市が人工環境化を原理にしているからだとする意見がある。しかし、その原理は超歴史的なものではない。その時代の都市がそのような都市観を基底として

いるからにすぎない。

ところで、現在、都市に残されている自然のベースは、鳥状の公園、農地、斜面緑地であり、都市河川である。公園、あるいは観光資源として経済的価値をもつ自然を除けば、風前の灯にある。しかもそれは既成の自然観や都市観のなかで価値づけられ積極的に保全されてきたものではない。技術的、経済的な事由によって、あるいは排水機能の代替施設化がそこまで及ばなかったがために、なんとか残ってきたにすぎない。

しかし、今日の土木技術の進歩や高地への開発問題であり、帷子川の分水路と西口運河の埋立て問題である(分水路は排水機能の代替施設という側面だけでなく、治水上の問題でもある)。このままですら自然が消失することもありえないことではない。都市の平凡な自然は規模的には「小さな自然」であるが、進士五十八氏の表現を借りれば「怪物的存在」⁽²⁾である。伝統的な自然観、都市観の変革なくしては担保されえない性質のものである。都市の外の尾瀬や知床の自然保護とは質的に異なる困難さをもっている。「自然の大切さ」といった情緒だけでは対応しきれない。

ここに、都市の外の自然を区分し、都市の中の自然を「都市自然」として概念化する、またしなければならぬ社会的、歴史的な背景がある。

②—中間自然

話は少し変わるが、都市が小規模である段階では、都市の中の人工化がすすんでも、都市の外縁に田園があり、事態はそれほど深刻ではない。加えて日本では都市の中においても住宅の私的な庭や寺社の自然があり恵まれていた。しかし、現代の都市の巨大化は、内延的には資本の集中と集積によって旧都市(都心)をコンクリート・ジャングル化し、外延的には田園の郊外化によって没個性的で無機的な環境に変えつつある。だが、B・シヤルボノーが『パピロンの庭』でいうように、「自然が姿を消すようなことがあれば、カオスに戻るのは人間のほう」である。都市と都市自然との構造的な関係を変えなければならない。

ところで、伝統的な自然観や都市観からすれば価値をもたない都市自然も、都市を住み・憩い・楽しむ生活空間と見なし、住みごこちを問題とする都市観に立てば、まったく意味は逆転する。そして、いまの時代は定住意識の高まりのなかで、このような新しい都市観の確立が求められている。

そこでは、日常生活における潤いや安定性、最近の言葉でいえばアメニティが主要なテーマとなる。いうまでもなく、そのアメニティのキイ・ストーンとなるのは、日常的な生活環境、都市環境としての自然である。

そして、アメニティ性を原理とする都市観のもとでは、平凡な都市自然もまさに平凡さ故に存在意味をもってくる。

荒々しい大自然は、人間にとっては闘いの対象であり、その中に入り込むには体力と訓練を必要とする。喜びは、征服から生れる。学術的に貴重な自然は、サンクチャリーとしなければ保護されず、つきあい方は著しく限定される。

日常的な生活環境としては、つきあいが主体の側で選択可能で、なじみやすいことが重要である。そのためには、身近さとヒューマン・スケールが要件となってくる。極端に言えば、都市環境としては、カモシカの棲む自然よりもザリガニの棲む小川の方が、自動車や鉄道を必要とする自然よりも歩いてゆける自然の方が、存在意味をもっているのである。

なぜ、都市自然がなじみやすく、ヒューマン・スケールであるのか。それは、規模的に小さな自然であるからではない。本質は、都市自然が人間と自然との共同作品として、一方では自然の味を、他方では人間の臭いを醸しだす、いわば

「中間自然」であることにある。

③ 中間風景

中間自然である都市自然は、風景論的にいえば、それはまた中間風景でもあ

る。都市自然の環境としての意味は、自然に対する人間の能動的な交流の場ということにとどまらない。視覚によって把握される風景を媒介とした精神的な交流の対象としても重要である。

ところで、一般に自然風景というところ、どちらかといえば山や海岸や湖などの自然的要素が微妙に織り成した風光明媚な自然を優先的に想い浮べがちである。都市自然がかもしだす都市風景は、そのような山紫水明や風光明媚さなどでたたえられる名所的な性質のものではない。雑木林、中小河川、地形などは素材からして平凡であり（没個性的ということではない）、非日常的な意外さはない。しかしながら、真にそのなかに都市風景の本質がある。

それは、地域のなかに溶け込むことによって、日頃はとりわけて視覚的には意識されず、失ってはじめて意識にのぼる性質の風景である。積極的にいえば、人間の本性に異質の刺激を与えないことによって、人工的技術的環境における都市の精神的な生活のなかで、いつのまにか落

着や、やすらぎ感をもたらすものといえよう。アメニティ概念を「しかるべきもの（the right thing in the right place）」と規定すれば、都市自然風景の意義はまさにアメニティにある。

ところで、アメニティ論に関連して、望ましい環境の条件として快適性や美観が強調される傾向がある。快適性や美観を否定するわけではないが、一定の歯止めも必要である。強調しすぎると、対象物のデザインにこだわりすぎて、その快適さや美しさを目立たせる、意識させることが先行してくる。確かに、今日の潤いのない都市風景の実情では、これだと感じさせるモデルやシンボルをつくることに大きな意義はある。しかし、今日の都市風景づくりにおいて、それ以上に必要なのは、生活に溶け込んだ無意識的な性質の風景の再生ではなからうか。問題は、快と不快、美と醜を二者択一的に対置させるのではなくて、快でも不快でもない、美でも醜でもない、いかなれば雑草のような「中間風景」の復権である。なお、私は都市自然風景の性質に着目して「中間風景」という概念を用いたが、内容的には大井道夫氏の「身近な自然」論や『農の美学』の勝原文夫氏の「生活的風景」論などと同じ問題意識にあるものと考えている。

④ 都市自然的都市河川観

さて、話を河川に戻そう。ここで問題となるのは、都市自然としての水辺環境と緑地環境の違いである。

まず、水と緑が都市との関係において根本的に異なるのは、前者が都市成立のフィジカルな条件ということである。時代によって都市側の重点の置き方は変るが、都市成立の必須条件である利水機能、舟運機能、排水機能は、パイプ化や鉄道、道路などの機能を代替する人工施設がつけられるまでは、河川に依拠せざるを得ない。河川は自然としては否定することのできない唯一の都市基盤であった。都市にとって河川は、環境というよりもこのような性格のものとしてとらえられてきた。

そして、近年に至り利水機能や舟運機能を代替化するまでは、特別の環境対策は講じられなくても根本的な環境問題は発生しなかった。何故か。

利水や舟運機能は、排水機能とは異なり、人と川との交流をテーマとしている。その効率化は川との交流のしやすさ、使いやすさの追求でもあり、基本的に環境と対立するものではなかった。しかも、大体において素材は自然材であり、つくる技術はヒューマン・スケールであった。そのため土手を舟運利用のために石積護岸とし、河川の自然度を低下させる

としても、それはその地域の水辺との新しいふれあいをつくりだすものであるとともに、地域に溶け込んだ中間風景をつくり出すものであった。それに対し、河川が排水機能に単一化されると、人と川との交流はテーマでなくなり、川がひとり歩きをはじめ。加えて素材は人工化し技術も巨大化する。環境問題、風景問題が必然化する。環境づくり、風景づくりのフィードバック機構はなくなり、目的意識的な政策以外には水辺環境の再生は不可能となる。

ここに、緑に比して水問題の環境問題としての定立が歴史的に遅れてきた原因がある。また、「緑」が自然あるいは環境の代名詞となってきた理由もある。

しかしながら、このことは、環境の素材として水辺が緑地に劣っていることを意味しない。むしろ、反対ではないかとも思う。

そのもっとも主な理由は、川がまちや都市の「顔」であることにある。川は、流域の生活様式や土地利用から自律的に存在することはできない。都市に自然林をつくることは可能であっても天然河川をつくり出すことは原理的に不可能である。川には、すでに述べてきたことから明らかのように、その時代が選択したまちや都市づくりの結果が投影されている。一口でいえば、「顔」である。そし

て「顔」であるが故に「母なる川」という表現が示すように、求心性を内包している。アイデンティティの素材性をもっているといってもよい。今日の都市において、これほど魅力を秘め、可能性をもつ素材は、河川をおいておそらくないのではなからうか。『都市の中の川』のロイ・マンもいう、「他のどのような触媒作用をもつものより以上に、河岸は都市の物的な環境に対する人々の信頼を復活させるための大きな希望を担っている」と。

都市にとって都市自然としての川は、快適環境の素材だけでなく、同時にまちづくり、都市づくりの素材ともなりうる性質をもっているといえる。いいかえれば、このことは水辺再生が河川環境にとどまらず都市再生に発展してゆく可能性のあること、また逆に都市づくりが水辺再生になってゆく可能性のあることを示している。実際、市民運動的には長崎の「中島川を守る会」と「大阪をあんじょうする会」の運動など、行政的には柳川市、草加市などその試みがはじまっている。柳川市は、クリークの下水道暗渠化計画を方針転換して、クリークを市民の心のふるさとと位置づけ、市ぐるみでその再生に取り組んでいる。草加市は、水質汚濁で名を馳せている綾瀬川を河川激特事業を契機として再生し、かつその綾瀬

川の再生をおしてまちの再生も図ろうとするものである。

ともあれ、都市のアメニティを追求してゆくとき、都市の川を単なる排水路としてではなく、まずもって都市自然として都市の基盤的な環境であるという認識をもつことが基本となる。河川観についていえば、排水路的都市河川観を都市自然的河川観⁶⁾に変革してゆく必要があるらう。

四 水辺の再生とは

おわりにあたって、水辺再生にアプローチするに際しての判断基準、方法論について若干触れておきたい。

まず、誤解のないように断っておくと、私は河川改修を否定するものではない。都市河川の歴史は、ある意味では河川改修の歴史でもある。現代の洪水処理機能に単体化した改修を問題としてい

らない。河川改修だけでなく、やり直しの困難な土木事業一般にいえることである。

先に見たように、都市自然をめぐる状況からして、将来、確実に、しかも加速度的に水辺志向は環境の快適化の対象として、また都市のアメニティ向上の手段として高まるであらう。水辺は、またそれだけの魅力をもっている。モデル的、拠点的な対策で満足が得られるとは到底考えられない。全面的な水辺復権をめざす河川プランづくりが必要な時期にきているといえよう。

河川は流域あつての河川であり、都市環境としての都市自然である。その策定は容易ではない。市民間、行政部局間、そして市民・行政間にさまざまな価値観がある。従来の自然観や都市観を前提としては不可能である。調整し、コンセンサスを可能ならしめるためには、下水道問題で中西準子氏がいうように「昨日のままの市民が到達する『静かな合意形成』をすっぱりと捨てさり、つねに何かを生み出す『動的な合意形成』」を志向することも必要であらう。

ところで、河川プランをつくってゆくとしても将来の都市から河川に求める機能を定量的、定時的に把握することはできない。ではどこからはじめるか。原点に立ち返り、もう一度「川とは何か」か

ら考え直してゆくことが有効ではないかと考える。

現在の河川改修には、それが親水対策を含む場合においても、「川とは何か」ということが多分に見失われている。

川とは何か。一口で言えば、「川らしさ」が醸しだされているかどうかである。そして、「川らしさ」の要件は五点到集約される。

第一は、河川の形態である。要素としては、瀬や洩、川原、堤防や護岸及びその勾配などである。川が生きた川であるためには、瀬や洩や川原は必要である。カミノリ堤は似合わないし、掘込式河道も運河などの人工水路を除けばなじまない気がする。このことについてはさまざまな意見もあるが、川の基盤としてもっと論議があつてよいのではなからうか。洪水量何トンの処理というポリウム主義の機能論だけあつて形態論がないのは異常の感がする。道路は公害面からは問題あるとしても、植樹帯を義務づけるなどの構造令がある。

第二は、素材である。コンクリートを一概に否定しないが、選択に際しては堤外、堤内の自然性ととの調和が必要である。三面張りは論外であろう。川と大地との水循環を拒絶するし、景観的にも川ではなくなる。

第三は、水量、水位である。川は、流

水があり、水面があつてはじめて川である。川が川であるための出発点といつてもよい。当面では、下水道整備と平常時の維持水量との関係を考慮する必要がある。

第四は、連続性である。川が自然として固有の位置を示すのは、その連続性である。上流—中流—下流、あるいは湧水点から河口までが連続していて、はじめて河川という自然の多様性、豊かさが担保される。この問題では、源流域の保全と下水道扱いされているいわゆる普通河川や水路の小川としての復権が当面の主要課題であろう。

第五は、市民とのふれあいである。都市河川が川の風景をかもしだすための必須の要件であり、都市河川の本質といつてよい。使われない川は死んだ川である。川が川らしさを失いつまらないものになつてきた背景には、河川形態等のハードの問題もあるが、同時に市民の意識、行動における「川離れ」がある。川をつくる主体は河川管理者ではなく、流域に生活する人々である。詳しく述べる余裕はないが、川は再生して使うものではなく、反対に使うことよつて再生するものである。施策的には、例えば魚を放流したり、魚巢ブロックを導入するだけでは十分である。同時に魚を釣りたい、水の中に入りたくなる、そのような

能動的なアクションを惹起するような仕掛けをもうけることも重要である。

当面の親水対策でもっとも配慮されなければならぬのは、特定の機能やデザインではなく、この「川離れ」にアプローチするしかけであろう。その意味では、プランづくりにあたっては、技術的、制度的検討のまえに、まずもつて対象とする川のテーマとストーリーづくりが基本となる。

以上、川らしさの要件として五点を挙げ、簡単に内容に触れてきたが、それらはもちろん画一的に決まる性質のものではない。最終的には流域とのかかわり合いのなかで決まってくるものである。だが、どのような川にならうとも、テーマとストーリーを背景として川らしさを失わない限り、その時代の環境、風景を形成するのではなからうか。治水問題と環境問題とのいわゆるトレード・オフ関係も、川らしさをベースとすることによつて調整可能ではないかと考える。

最後に、私もその会員であるが、いま「よこはまかわを考える会」が二年目に入ろうとしている。「考える会」は、市や県の職員と市民各層が協同し、ともかく川を使うことによりその再生を考えてみようという、代表者も規約もたない自主組織である（会員数、約八〇名）。構成員や運営上では、他ではみられない

ユニークな会である。水辺再生の現段階は、これだと示せる論理もないし、模索段階である。展望を切り開くには、ともかくどのような可能性を秘めているのか川に入り込み、市民と行政が協同して考えてゆく必要がある。その意味でも「考える会」は大きな可能性をもっているのではないかと考えている。

なお、本稿は私見をとりまとめたものである。

〔注〕

- (1) 『全国水辺環境保全対策事例調査結果（概要）』、環境庁水質保全局、昭和五十七年八月。
 - (2) 進士五十八「都市自然」論、国立公園、一九八二年十一月号。
 - (3) 『河川浄化計画』、柳川市水政課、昭和五十二年。
 - (4) 『綾瀬川再生計画基本構想』、草加市、昭和五十七年三月。
 - (5) 拙稿「都市河川と都市自然——都市の川とは何か」、横浜市立大学総合研究第一号『環境管理の研究』、環境管理計画研究会。
 - (6) 中西準子「下水道—その利権構造をどう崩す」、エコノミスト、一九八二年八月二十四日号
- 〈公害対策局公害研究所社会科学部門〉